丸森町家事・育児支援サービス利用応援事業に関する サービス事業者登録のお願い

日頃から、本町の子育て支援にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

町では、令和4年8月から、町内の<u>未就学児のいる世帯を対象に、</u>子育て家庭の家事・育児負担の軽減を目的とした「応援事業」を開始する予定です。

この事業は、日々慌ただしく生活する子育て世帯の方々に、ゆとりを持って子どもと向き合える環境づくりの一助になればとの思いから、事業者の皆様にもご協力をいただきながら、地域ぐるみで子育て支援を行うものです。

また、利用者は、町が発行する「WARASKO クーポン」を使用して事業者に利用料をお支払いすることになります。クーポンでの利用料は、町が負担いたします。

つきましては、実施要綱等を、ご一読のうえ、ぜひ、町のサービス事業者としてご登録くださいますよう、お願いいたします。

記

【応募要件】

- ① 現に家事代行又は育児サービスもしくはその両方の事業実績を有する事業者
- ② 本事業の趣旨を理解し、適切な家事・育児サービスの提供ができる事業者
- ③ 役員等が暴力団員や暴力団員と密接な関係をではない事業者

【提出書類】

- ① 丸森町家事・育児支援サービス提供者登録申請書(様式第1号)
- ② 丸森町家事・育児支援サービス提供者登録 事前調査票
- ※事業所の定款写し、サービス利用料及び利用契約手続きの詳細がわかる ものを添付のこと

【サービスの利用対象・サービス提供を行う場所】

利用対象:町内の未就学児のいる世帯の方

提供場所:利用者のご自宅



【サービスの内容】

- •家事代行サービス(掃除、洗濯、調理その他の日常生活における家事一般)
- 育児支援サービス(おむつ交換、食事の介助(授乳を含む)、沐浴、送迎、子どもの遊び相手、その他の日常的な育児の補助支援
 - ※事業の詳細は「丸森町家事・育児支援サービス利用応援事業実施要綱」及び 家事・育児支援サービス提供者登録等事務処理要領」でご確認ください。

【事業の開始時期】

開始時期:令和4年8月1日(月)~



【1世帯当たりのクーポンの交付枚数】

交付申請のあった世帯へ2千円クーポンを25枚交付(5万円分)

【クーポンの利用期間】

事業開始日~令和5年3月31日まで ※次年度以降も継続予定

【クーポンの利用】

クーポンの交付を受けた利用者から、予約が入りましたら、日程や 作業内容を直接、調整していただきます。サービス提供後、クーポン で支払いを受けた分は、町に請求していただきます。詳しくは、裏面 の【ご利用の流れ】をご確認ください。

【注意事項】

- ①クーポンの交付は、年度内に1回限りであり、紛失等による再交付はできません。
- ②第三者への転売や譲渡は禁止します。また、町外へ転出された場合はクーポンを利用できません。

【キャンセルについて】

利用者の都合等によりキャンセル料等が発生する場合は、クーポンでの支払いはできませんので、利用者に直接ご請求ください。

【クーポンに関するお問い合わせ・事業者登録先】

丸森町子育て定住推進課 子ども家庭班 ☎ 0224-87-7521

Mail: kodomokatei@town.marumori.miyagi.jp



【ご利用の流れ】



【利用者】

- ①「WARASKOクーポン」の交付申請
- ※申請書は町ホームページから取得できます。
- ※クーポンがご自宅に届くまでに数日要します ので、余裕をもって申請してください。
- ② 決定通知等の受け取り
- ◇交付決定の場合
- ·通知書
- ・クーポン 25 枚

◇不交付決定の場合・通知書



- ③ サービス事業者へ連絡(直接予約)
 - ※サービス内容及び事業者一覧表から 希望する事業者をお選びください。
 - ◇希望日時・サービス内容を詳しくお伝え ください。
 - ※予約時に「丸森町の WARASKO クーポンを使用したい」とお伝えください。
- ④ 予約した日時にサービスの提供を受ける
 - ・事業者がご自宅を訪問しますので、依頼したサービスを受けてください。
 - ・サービス利用後、クーポンで支払います。
- ※交付枚数以内であれば、クーポンの利用枚数 に上限はありません。
- ※クーポンは、現金への換金はできません。 また、クーポン利用による釣銭はでません。 利用料が額面を超えた場合は、差額をご負担ください。



【町:子育て定住推進課】

① サービス提供事業者の登録申請の受付



- ② 登録審査・審査結果の発送
 - ※登録台帳にて登録状況を管理

③「WARASKOクーポン」交付申請の受付



- ④ 申請内容の審査・通知書を郵送
 - ◇交付決定 ⇒ 通知書とクーポンを郵送
 - ◇不交付決定⇒ 通知書のみ郵送













※サービス事業者からの請求内容確認・支払い



【サービス事業者】

- ① サービス提供者の登録
 - ※丸森町家事・育児支援サービス提供者 登録申請書等必要書類を町へ提出
- ② 登録審査結果の受け取り
- ◇登録決定通知

◇不登録決定通知



- ③ 利用者からの依頼に対応
- ④ 利用者と日時・サービス内容の打合せ・契約
 - ※希望日時を確認し、手配が可能な場合は、 利用者の方と必要な打合わせを行い、利用 までの流れや料金についてご案内します。



- ⑤ 予約した日時に利用者宅へ訪問し、 家事・育児サービスを提供
- ⑥ クーポンでの支払いを受けます ※差額分は現金での受け取り
- ⑦ クーポン利用分の利用料の請求
 - ※翌月10日までに関係書類を添えて請求
- ⑧ 指定口座への振込の確認